

問答自由憲法

3

憲法に関連し「立憲主義」書かれます。

という言葉をよく耳にする。99条に誰が憲法を守らなければならぬかが書かれています。「天皇または摂政および國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」です。ここに国民は含まれていません。立法(国会)、行政(内閣)、司法(裁判所)の「三権分立」も権力を分けて、濫用しないようにお互いに監視し、私たちを守るための仕組みです。

憲法が「国の権力を制限し、国民の自由を守るもの」という考え方です。私たちが暮らして幸せのために、誰かに権力を預けて税金を配分してもらったり、さまざまなことを政治的に決めたりする必要があると思います。でも、権力は常に濫用される危険があり、濫用されると私たちの自由や権利が侵

もろいのですか。もちろん憲法を前提にした

立憲主義



権力制限し自由守る

約束してくださいと国民が決めたルール。私たちは国の権力に対して憲法を守らせる側にいます。私たちが守らなければならぬ法律とはベクトルが違います。憲法には「愛」があるそうですね。平和主義を示す憲法の前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。愛の文字が入っていますね。私と同じ子育て中のお母さんには政治から遠いように思われがちですが、愛情を注ぐ子

自由や権利を守る「不断の努力」です(12条)。どんなに素晴らしいことが書かれていても、私たちが憲法を学んで、権力が濫用されそうな時に行動しなければ、絵に描いた餅になると伝えています。今は18歳から選挙権があります。選挙で政治家を選ぶという事は、法律をつくる人を選ぶことです。法律で憲法の価値を具体化したり、人権を制限しない範囲でつくって

もろい必要がある。まずは憲法を知ってほしいですね。(聞き手・西脇和宏)

社会を受け入れている私たちがなりませぬ。憲法は、権力に對れがちですが、愛情を注ぐ子どもは個性の固まり。個人を